2017. 1. 10

「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」事務局長 中 下 裕 子

環境政策形成への NGO の参加の有効性について~化学物質政策の事例から~

- 1 化学物質排出把握管理促進法(化管法・PRTR 法、1999 年制定)
 - ・PRTR 制度の趣旨…環境リスクを削減するためには、個別物質だけでは限界で、 環境リスク全体として低減化が必要。そのためには、行政だ けでなく、事業者や市民もそれぞれの立場から取組む必要が ある。

市民の役割

- ①生活中の化学物質使用量の削減
- ②NGO が市民を代表して行政・事業者に環境リスク削減の働きかけ

→NGO 法人「有害化学物質削減ネットワーク」結成(2002年)

- 2 ダイオキシン類対策特別措置法(1999年制定)
 - ・所沢市、能勢町など焼却炉の排ガス中のダイオキシン汚染が社会問題化
 - →議員立法で成立
 - ↑汚染地の住民やNGOが働きかけ
 - 例)「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」によるダイオキシン 対策の特別立法制定についての政策提言
- 3 化学物質審查規制法(化審法)改正
 - 1973年 化審法制定(通產省所管)
 - 2001年 化審法が経産省、厚労省、環境省の共管に
 - 2003 年 人の健康影響に加えて、**生態毒性の審査導入**↑ 改正のための検討会に事業者代表、**市民代表参加**
 - 2009 年 既存化学物質も含めた包括的管理へと**全面改正**↑3 省合同検討会には事業者代表・**市民代表参加**
- 4 リスクコミュニケーション
 - ・2001年12月 環境省、「化学物質と環境円卓会議」設置→」26回開催

背景: 化学物質の環境リスクに対する国民の不安を解消するには、行政、産業、市民が情報を共有し、共通認識を持って合理的な行動が取れるような社会的枠組みを作ることが必要。このため、行政、産業、国民の代表による協議の場を設けるなどにより、化学物質による環境リスク低減のための国民的参加による取組みを促進する。

メンバー構成:学識経験者3名、**市民代表7名、産業代表7名** 行政5名(環境省、農水省、神奈川県、厚労省、経産省)

・2012 年 3 月 「化学物質と環境に関する対策対話」設置→これまで 10 回開催 背景:市民、労働省、事業者、行政、学識経験者等の様々な主体により化学 物質と環境に関して意見交換を行い、合意形成を目指す場として設 置するもので、化学物質に関する国民の安全・安心の確保に向けた政 策提言を目指す。

メンバー構成:学識経験者3名、市民代表7名、労働団体2名

產業界5名、行政6名(大阪府、厚労省2、農水省、環境省)

成果:「SAICM 国内実施計画」の策定、実施計画の進捗状況の取りまとめについて、各主体からの意見交換が行われ、市民側から殺虫剤規制のすき間問題やシックハウス対策の問題点などが提起された結果、上記計画中に課題として盛り込まれた。

(注) SAICM: Strategic Approach to International Chemicals Management(国際的な化学物質管理のための戦略的アプローチ)